

政令第 号

港灣法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、港灣法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十五号）の施行に伴い、並びに港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第六十条の四及び宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第一百七十六号）第三十五条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（港灣法施行令の一部改正）

第一条 港灣法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第十七条の十中「第五十五条の三の四第一項」を「第五十五条の三の五第一項」に改める。

第二十二条第一項第一号中「第五十五条の三の三、第五十五条の三の四」を「第五十五条の三の四、第五十五条の三の五」に改め、同条第二項中「第五十条の七第五項」の下に「、第五十条の十六第八項（同条第九項において準用する場合を含む。）、第五十条の二十二」を加える。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第二条 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十三号中「及び第五十条の十三」を「、第四十五条の六、第五十条の十三及び第五十条の二十」に改める。

(地方道路公社法施行令等の一部改正)

第三条 次に掲げる政令の規定中「第五十五条の三の四第四項」を「第五十五条の三の五第四項」に改める。

一 地方道路公社法施行令(昭和四十五年政令第二百二号)第十条第一項第三号

二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令(平成十五年政令第二百九十三号)第二十八

条第一項第二号

三 地方独立行政法人法施行令(平成十五年政令第四百八十六号)第三十二条第一項第四号

四 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令(平成十七年政令第二百二号)第二十二條第

一項第二号

(電気通信事業法施行令の一部改正)

第四条 電気通信事業法施行令(昭和六十年政令第七十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項第六号中「第五十五条の三の四第二項」を「第五十五条の三の五第二項」に、「第五十五

条の三の四第四項」を「第五十五条の三の五第四項」に改める。

附 則

この政令は、港湾法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年七月八日）から施行する。

理由

港湾法の一部を改正する法律の施行に伴い、国際旅客船港湾管理者に対する助言等に関する国土交通大臣の職権を地方整備局長又は北海道開発局長も行うことができることとする等港湾法施行令その他の関係政令の規定の整備を行う等の必要があるからである。